

令和5年3月14日

教育活動に係るマスク着用に関する基本方針

愛媛大学長 仁科 弘重
教育・学生支援機構長 八尋 秀典

令和5年2月10日に、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」等が更新されたが、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられる5月7日までの間は、科学的知見（①マスクの着用は、感染防止に一定の効果がある、②症状がなければ発話しない状態では、マスクを着用しなくても、感染の可能性は低い）及び濃厚接触者の発生を未然に防ぐ、という観点から、教育活動時のマスク着用に係る方針は、次のとおりとする。

なお、本方針は現時点での内容であり、今後、感染状況や政府・自治体からの要請等に応じて、変更する場合がある。

◆屋外での活動

人との距離（2m以上を目安）が確保できる場合、距離が確保できない場合でも会話をほとんど行わない場合は、マスクを外すことができる。

◆屋内での活動

人との距離（2m以上を目安）が確保でき、会話をほとんど行わない場合は、マスクを外すことができる。

◆運動を伴う活動

授業において運動を伴う場合は、屋内、屋外にかかわらず、マスクを外すことを推奨する。
ただし、更衣室等の共有エリアの利用時には、マスクを着用すること。

上記にかかわらず、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう注意すること。

<参考>

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和5年2月10日付 政府）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r1_050210.pdf

マスク着用の考え方の見直し等について（令和5年2月10日付 政府）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r2_050210.pdf